



2023年
事業の概況

Jf マリンバンク
なぎさ信用漁業協同組合連合会

2023年 事業の概況

CONTENTS

JFマリンバンクなぎさは‘浜’の金融機関です

ごあいさつ	1
-------------	---

JFマリンバンクなぎさの経営姿勢についてお知らせします

経営方針	3
リスク管理体制	6
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	8
金融A D R制度への対応	8
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	9
地域の活性化のための取組みの状況	9

JFマリンバンクなぎさの事業についてご案内します

事業概要	10
勧誘方針	10
貯金業務	11
為替業務	11
融資(貸付)業務	12
その他のサービス	12

JFマリンバンクなぎさの組織概要についてご紹介します

組織構成	13
役員	14
役員の就任状況	14
職員	15
沿革・歩み	15

JFマリンバンクなぎさの令和4年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況	16
融資についての考え方	17

資料編	19
-----------	----

店舗一覧	45
------------	----

JF マリンバンクなぎさは ‘浜’の金融機関です



経営管理委員会副会長
橋 智史



経営管理委員会会長
社領 弘



代表理事理事長
黒田 俊文

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

平成29年4月1日、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が合併し、新たにJFなぎさ信漁連として誕生してから、第6年度が終了しました。

本冊子は、JFなぎさ信漁連をより一層ご理解いただくため、経営に関する考え方や、この一年間の各業務分野における活動と業績を中心に、できるだけ分かり易くまとめたものです。

令和4年度は、事業計画に掲げた収支構造改革に向け、即効性の高い収益向上策と経費削減策の実践に取り組んでまいりました。

その結果、収益拡大が厳しい運用環境下ではありましたが、底堅い漁業生産を背景として事業量が伸びたことに収支改善の実践効果も重なりまして、当初計画を上回る実績となりました。

これもひとえに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

JFなぎさ信漁連は、本会のあるべき姿（中長期ビジョン）を「浜の未来を豊かに変えるマリンバンク」と定義づけ、漁村地域の発展に向けて、金融サービスだけでなく漁家経営支援等の非金融面の新たなサービスを提案・提供していくことで、存在価値の発揮に努めてまいり所存です。

今後とも、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまに「安心・安全」の金融機能を「安定」的に提供し、「愛される浜の金融機関」となれるよう努力してまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

経営管理委員会会長

社領 弘

経営管理委員会副会長

橘 智史

代表理事理事長

黒田 俊文

JF マリンバンクなぎさの 経営姿勢についてお知らせします

経営方針

1 基本方針

国内経済動向は、資源高や海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、コロナ禍からの回復余地が残っている個人消費や設備投資等による内需主導の緩やかな回復が続くと見込まれております。

金融面では、日銀新総裁下での初の金融政策決定会合で大規模な金融緩和の継続を決めた一方で、現在の金融政策の副作用や問題点が多いこともあり、20数年以上に亘って続けてきた金融緩和の枠組みの見直しを徐々に進めていくものと推察されます。

金融機関にとって金利の上昇は、利鞘の改善により、収益回復に繋がる効果がある反面、調達コストが急増する危うさも孕んでいることから、本年度は、金利上昇局面に備える節目と認識しております。

また、本会の安定収益の基盤であります農林中金の業績下方修正の影響を強く受け、今後の収益環境は極めて難しい局面を迎えることとなります。

かかる状況下、昨年来から実践してまいりました中長期ビジョン実現に向けた即効性のある各種施策をさらに深化させるとともに、革新的取組事項に順次着手し、かつ店舗採算性に基づく経営資源の効率的な投下により収支改善も加速してまいります。

具体的には、次期「中期経営計画（令和5年度～令和7年度）」の最終年度にあたる令和7年度において、目指すべき本会の姿を支える収支構造を完成させることを目標に掲げます。

今年度は計画初年度として、新たな店舗体制（常設店舗を基点とした店舗体制から脱却し、低コストかつ浜との接点を維持・強化できる店舗体制）への転換に取り掛かります。

2 経営の基本目標

(1) 中長期ビジョンの実現 ～『収支構造改革』～

本会の将来あるべき姿（中長期ビジョン）を「浜の未来を豊かに変えるマリンバンク」と定義づけ、金融サービスだけではなく関係団体と連携した漁家経営支援等の非金融面の新たなサービスを提案・提供していくことで、存在価値の発揮に努めてまいります。

(2) 中長期ビジョンの実現 ～『事業推進』～

事業量の増強に加え、漁業者や地域に寄り添いながら、事業展開の分野を拡大させ、漁村地域の活性化・発展に貢献することで、利用者の確保・拡大に繋げてまいります。

(3) 内部管理態勢の強化

① コンプライアンス態勢の充実

経営の健全性・適切性確保と不祥事未然防止の観点から、コンプライアンス態勢を強化するため、全役員員に対してコンプライアンス意識を徹底させる施策を実施してまいります。

② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる態勢整備

金融庁ガイドラインにおける「対応が求められる事項」については、2024年3月末までに態勢整備を完了させることの要請を受け、本会がマネー・ローンダリングに利用されることのないよう、本人確認等の手続きをより厳格かつ徹底してまいります。

《 4つの理念 》

JFマリンバンクなぎさは、
笑顔と真心の窓口にします

JFマリンバンクなぎさは、
‘浜’のニーズに応えます

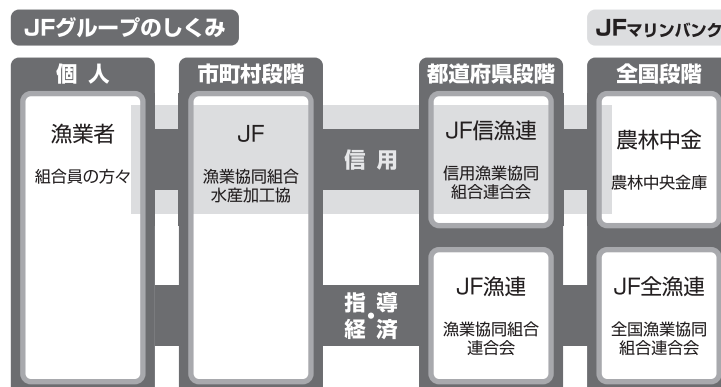
JFマリンバンクなぎさは、
「協同」と「協働」を掲げます

JFマリンバンクなぎさは、
安心と有利を提供します

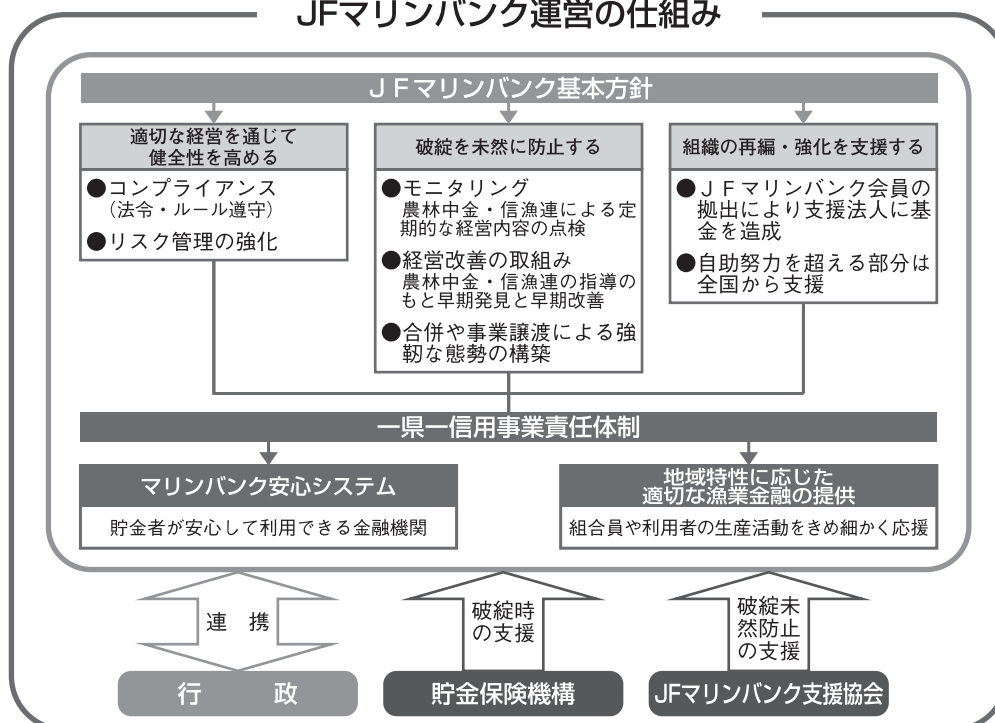
○ JFマリンバンク

JFマリンバンクは、貯金や貸出などを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁業地域のメインバンクです。



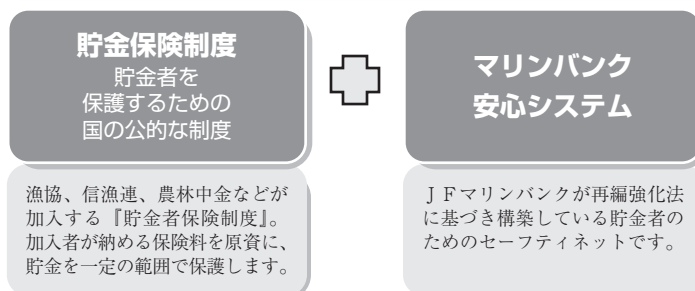
JFマリンバンク運営の仕組み



○ マリンバンク安心システム

利用者のみなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めております。

パワーアップしたセーフティネットが
みなさまの貯金を守ります。



■ リスク管理体制

金融環境の複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しており、リスク管理は経営の健全性確保と収益性・効率性の向上を図るうえで重要なものとなっております。

当連合会では、「JFマリンバンク基本方針」に基づいて、内部管理体制・リスク管理体制の整備と強化を図り、経営の健全性確保に取り組んでおります。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性がこれまでになく高まっていることから、当連合会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会および、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被ることをいいます。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自店検査を実施しています。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回1週間以上連続して職員が職場離脱を実施するとともに、長期間（5年程度を目途とする）にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動（ローテーション）も行っています。

② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤作動等システムの不備等に伴う情報流出により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、システムの集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステ

ム対応については、「シナリオ分析による対応要領」に基づく対応徹底を図っています。

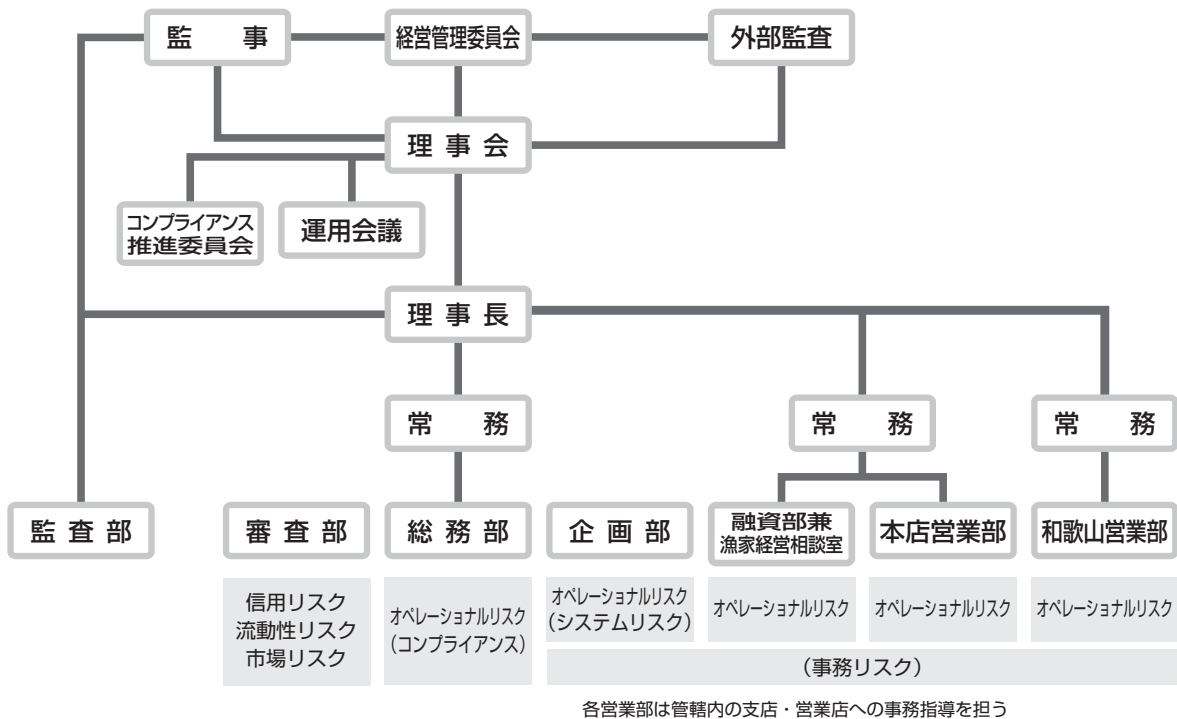
また、情報資産の安全管理については、「情報セキュリティ基本規程」等に基づいて対応を行っています。

危機管理への対応について

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏無く顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画等を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っています。

また、防犯対策として、警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗、泥棒、車輛の強奪等）の際の対応等については、「防犯対策要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災、震災等の災害時の対応等については「災害対応要領」に基づく対応態勢の整備を図っています。

《 リスク管理の組織体制 》



マリンメモ

JF 綱領（～わたしたちの JF のめざすもの～）

- 一．海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一．食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一．都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一．JF の利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一．自主・自立、民主的運営を基本に、JF を健全に経営しよう。
- 一．協同の理念を学び、実践を通じて生きがいを追求しよう。

JFグループについて

JFグループとは、日本の漁業協同組合のことです。漁協系統は、21世紀にふさわしい組織として新しいイメージを内外にアピールするため、統一呼称「JF（ジェイエフ）」とシンボルマークを決めました。

「JF」は、日本の漁業協同組合（Japan Fisheries Co-operatives）の頭文字からとり、JAのAgriculture＝農業に対照してFisheries＝水産業とすることで、日本の2大食料供給組織としての社会的認知を促進いたします。JFグループは、海の恵みを享受する全ての人々とともに、水産価値を育成し、日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する、全国ネットワークづくりをめざします。新呼称「JF」とシンボルマークを協同運動の旗印とし、消費者が強い関心を示している国産水産物の鮮度・安全性・品質を象徴するものとして、シンボルマークを広く普及するための運動を展開しています。

■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていきにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス(法令等遵守)態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみならずの信頼に充分にお答えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者のもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします)。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



シンボルマークについて

JFマークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統(JFグループ)が消費者のみならずから愛され、信頼される組織になりたいという私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみならずにお届けするという強い意志を込めて制定されました。

このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、「JとFの2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJFグループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみならずとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況 ……………

当連合会は、漁業者等の協同組合組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うとともに、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧の説明するよう努めます。

2. 当連合会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつ、きめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みに対し、ご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
4. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

5. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 当連合会は統合本部担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本店及び支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
6. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。
 7. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証責務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域の活性化のための取組みの状況 ……………

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されています。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を十分に発揮する事業運営を行っております。

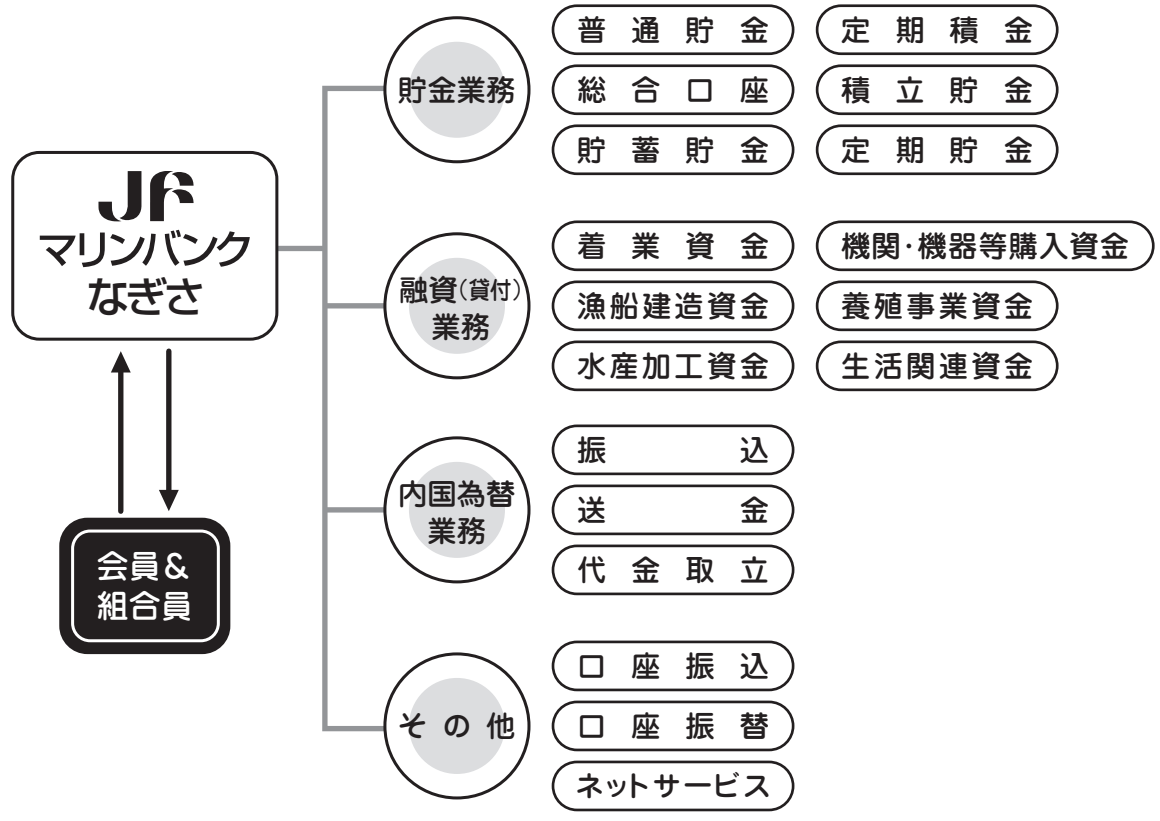
貯金の大部分は水揚げ代金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応し、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

今後も、漁村における職能的な地域金融機関として、漁村地域の振興・発展に貢献してまいります。

JF マリンバンク なぎさの 事業についてご案内します

事業概要

JF なぎさ信漁連は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。
 JFグループの一員としてその機能を発揮するものです。
 取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（両県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。
 例えば、会員（組合員含む）からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。
 「JFマリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

- 当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。
1. 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
 2. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
 4. お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
 5. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまから貯金をお預かりしております。

種別	特 色	期 間	最低預入額
当 座 性	普通貯金	定めなし	1円
	総合口座		
	決済用貯金		
	貯蓄貯金		
	納税準備貯金		
	当座貯金		
	通知貯金		
定 期 性	期日指定定期	7日以上	1万円
	スーパー定期	最長3年	1円
	大口定期	1ヵ月以上5年以内	1,000万円
定期積金	一定の掛金を決めて積立てる〈定額型〉と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛金を積立てる〈目標型〉があります。	6ヵ月以上7年以内	100円
漁協積立貯金	水揚精算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる〈水揚天引型〉と一定額及び任意の窓口入金ができる〈定額積立型〉があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1年の自動継続	1円

■ 為替業務

会員並びに組員はもちろん、地域住民のみなさまが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種 類	内 容
送 金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振 込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

為替手数料

(令和5年3月31日現在)

種 類	本会 本・支店宛	他金融機関宛
振込手数料	3万円未満 1件につき	220円
	3万円以上 1件につき	440円
振込手数料 (ATM)	3万円未満 1件につき	無料
	3万円以上 1件につき	無料
振込手数料 (インターネットバンキング)	3万円未満 1件につき	無料
	3万円以上 1件につき	無料
代金取立手数料	1通につき	440円
	電子交換 個別取立	1,100円

その他手数料

(令和5年3月31日現在)

送金、振込の組戻料	1件につき	880円
不渡手形返却料	1通につき	1,100円
取立手形組戻料	1通につき	1,100円
取立手形店頭呈示料 ※1,100円を超える取立費用をよする場合は、その実費	1通につき	1,100円
再発行手数料 (通帳・証書・キャッシュカード)	1件につき	1,100円
支払利息証明書手数料	1通につき	(定期発行) 440円
		(都度発行) 880円
		(所定様式外) 1,650円
残高証明書発行手数料	1通につき	(定期発行) 440円
		(都度発行) 880円
		(所定様式外) 1,650円
小切手帳発行手数料	1冊(50枚)につき	1,100円
手形帳発行手数料	1冊(50枚)につき	2,200円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
本会保有個人データ開示手数料	1件につき	1,100円
両替手数料 ※2001枚以上、1000枚毎に330円	1～100枚	無料
	101枚～1000枚	330円
	1001枚～2000枚	660円
金種指定出金手数料 ※2001枚以上、1000枚毎に330円	1～100枚	無料
	101枚～1000枚	330円
	1001枚～2000枚	660円
硬貨精査手数料 ※1001枚以上、500枚毎に550円	1～500枚	無料
	501枚～1000枚	550円
取引履歴検索手数料 (税務署等以外)	1件につき	1,100円

(注)手数料には消費税(10%)が含まれております。

■ 融資(貸付)業務



融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫資金の代理業務も行っています。

種 類	内 容	貸出限度	償還期限			
事業資金	設備資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)	事業費の範囲内	20年以内		
	経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)	事業費の範囲内	10年以内		
	水産業経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)	担保等による	1年以内		
	制 度	漁業近代化資金	漁船建造	20トン未満	9,000万円	20年以内
				20トン以上	36,000万円	
			機関・機器等の購入	個人	9,000万円	10年以内
	法人	36,000万円				
	資 金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金	水産加工資金		9,000万円	15年以内
			豊かな海づくり資金 (旧 漁業振興資金)	漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要 な短期の運転資金	個人	1,000万円
		法人			2,000万円	
漁業体験施設の整備に必要な資金		個人		1,000万円	5年以内	
		法人		2,000万円		
天災、油濁事故等により被害を受けた漁業者 が漁業経営に必要な資金		個人	500万円	1年以内		
	法人	1,000万円				
燃油供給安定化に必要な資金	県漁連	40,000万円	1年以内			
生活資金	住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金	10,000万円	35年以内		
生活資金	生活ローン	自動車等生活用品購入、学校入学金、結婚費等の生活資金	1,000万円	17年以内		
	共済ローン	「チョコー」または「くらし」の全期前納資金	掛金の範囲内	10年以内		
	カードローン	原則自由(事業性資金を除く)	100万円	3年以内		

注) 融資金利等詳細につきましては、お近くのJFなぎさ信漁連の窓口にお問い合わせ願います。
ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的にお振込いたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード 	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金のATM・CDはもちろん、Mics加盟の銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行等のATM・CD(左のマークのあるATM等)からのご出金・残高照会サービスもご利用いただけます。 また、J-Debitマークのある加盟店でのお買い物にもご利用いただけます。
マリン クレジット カード 	ショッピング、レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いただけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫のATMでキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する「ロードサービス」も取扱いいたしております。
インターネット バンキング	窓口やATMに行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から平日・休日を問わず、残高照会やお振込サービスを24時間お気軽にいつでもご利用いただけます。

マリン メモ

ATMご利用手数料の無料化

- JFマリンバンク内のATMでご入金、ご出金時のご利用手数料が無料ですべての時間帯ご利用いただけます。
- 当連合会のキャッシュカードのご利用によるATMご利用手数料は次のとおりです。(令和5年3月31日現在)

	平 日			土 曜 日			日祝祭日
	8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~21:00	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~21:00	8:00~21:00
なぎさ信漁連ATM 他都道府県信漁連・漁協ATM	無 料						
J AバンクATM	無 料						
ゆうちょ銀行ATM	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
セブン銀行ATM (セブンイレブンATM)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ローソンATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
E-net ATM (ファミリーマート他)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
他行ATM	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

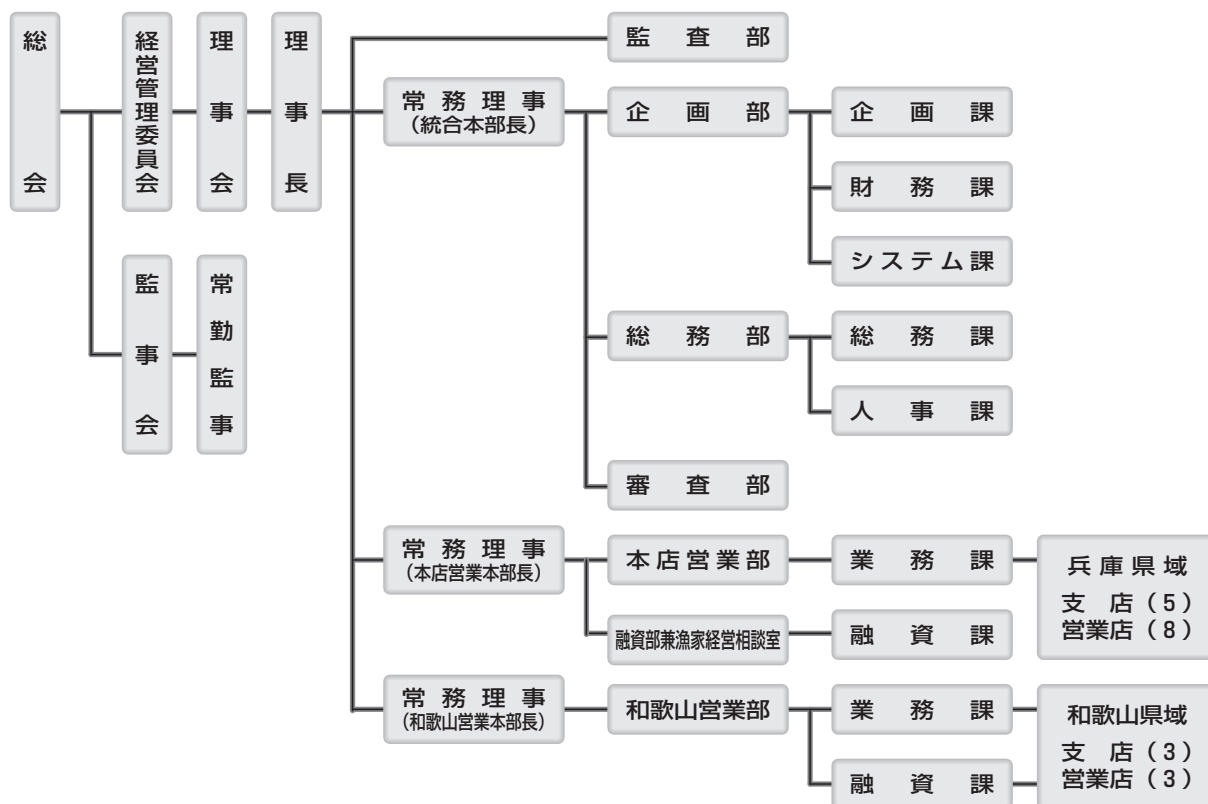
※ J Aバンク・他行ATMでの入金はお取扱いできません。
※ 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行ATMでの時間外の取扱が出来ない場合があります。

JF マリンバンク なぎさの 組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

令和5年3月末現在

構成	正会員73（沿海漁協 56、内水面漁協 9、漁連 4、漁業生産組合 3、業種別漁協 1） 准会員 5（水産加工協 4、漁業共済組合 1） ※前年度 正会員 73、准会員 5
役員	18名（経営管理委員会 10名、理事 4名、監事 4名）
職員	83名（男性 43名、女性 40名）
店舗	本店、直営支店 8、統合支店 1、直営営業店 9、委託営業店 2 ① 本店（明石市） ② 直営支店＝神戸（神戸市）、明石（明石市）、但馬（香美町）、淡路島（淡路市） 和歌山（和歌山市）、有田（有田市）、御坊（御坊市）、串本（串本町） ③ 統合支店＝坊勢（姫路市） ④ 直営営業店＝津名・東淡（淡路市）、明石浦（明石市）、津居山（豊岡市）、柴山（香美町）、浜坂（新温泉町） 田辺（田辺市）、すさみ（すさみ町）、勝浦（那智勝浦町） ⑤ 委託営業店＝家島（姫路市）、沼島（南あわじ市）



■ 役員

令和5年3月末現在

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
経営管理委員会 会長	非常勤	社 領 弘	
経営管理委員会 副会長	非常勤	橋 智 史	
経営管理委員会 委員	非常勤	福 田 明 弘	
経営管理委員会 委員	非常勤	中 川 照 央	
経営管理委員会 委員	非常勤	東 根 壽	
経営管理委員会 委員	非常勤	村 瀬 晴 好	
経営管理委員会 委員	非常勤	由 井 臣	
経営管理委員会 委員	非常勤	田 伏 英 雄	
経営管理委員会 委員	非常勤	中 村 和 孝	
経営管理委員会 委員	非常勤	片 谷 匡	
代表理事 理事長	常 勤	黒 田 俊 文	
常務理事（統合本部長）	常 勤	吉 津 章 司	
常務理事（本店営業本部長）	常 勤	中 出 好 彦	
常務理事（和歌山営業本部長）	常 勤	濱 村 規 弘	
代表監事	非常勤	橋 本 幹 也	
監 事	非常勤	宇 都 靖 夫	員外監事
監 事	非常勤	里 昭 彦	員外監事
常勤監事	常 勤	田 中 賢 太 郎	

■ 役員 の 就 任 状 況

令和5年3月末現在

区 分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員 の 定 数
経営管理委員	17	0	7	10	10
理 事	常 勤	4	0	4	4
	非常勤	0	0	0	0
監 事	常 勤	1	1	1	4
	非常勤	3	1	3	
計	25	2	9	18	18

■ 職員

令和5年3月末現在

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参 事	0	0	0	0	0
男 性 職 員 (うち出向)	55 (1) (4)	51 (1) (3)	49 (1) (3)	45 (0) (3)	43 (0) (3)
女 性 職 員 (うち出向)	41 (0) (4)	39 (0) (2)	38 (0) (2)	39 (0) (2)	39 (0) (2)
嘱 託・常 用 人 (うち出向)	2 (1) (0)	4 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	1 (1) (0)
合 計 (うち出向)	98 (2) (8)	94 (2) (5)	89 (2) (5)	86 (1) (5)	83 (1) (5)

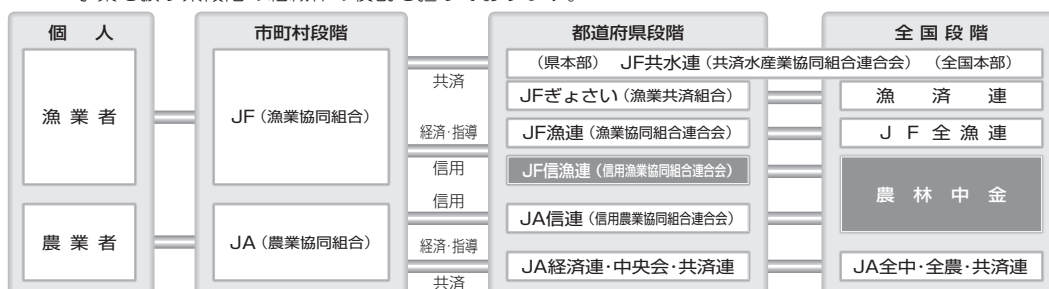
注) ()内上段は出向者数、()内下段は受入出向者数

■ 沿革・歩み

年 月 日	主 要 事 項
平成28年 1月	統合信漁連設立準備室設置
4月	合併仮調印式
5月	合併リスク管理委員会 ～29年3月(9回開催)
6月	兵庫・和歌山両県において、合併について承認
10月	両県において、平成29年4月1日付合併に係る合併契約書および覚書の締結について臨時総会にて承認
29年 4月	合併総会開催 なぎさ信用漁業協同組合連合会誕生
31年 3月	ジャックス仮審査WEB受付システム取扱開始
令和元年11月	持続可能な新ビジネスモデル構築に向けての取組について第19回経営管理委員会にて承認
2年 3月	オリックス・クレジット株式会社と保証業務の提携開始
7月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(但馬、淡路島、和歌山・有田地区)
10月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(摂播、御坊地区) 融資部兼漁家経営相談室新設
3年 1月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(串本地区)
8月	中長期ビジョン策定委員会 ～4年1月(5回開催)
10月	香美町と本会を含む漁業関連5団体において地域活性化に向けた包括連携協定を締結
4年 1月	第34回経営管理委員会にて、中長期ビジョン策定委員会からの提言書を受領

マリンメモ

- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1 (moody's) で、邦銀の中では上位を取得しております。

JF マリンバンク なぎさの

令和4年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況

国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大の懸念も薄らぎ、緩やかな回復基調にありますが、日米金利差拡大に起因した円安が続いています。

日銀は、現在の低金利政策を継続する方針を明確に示しており、インフレ抑制を最優先とする米国の利上げペースが加速することになれば、一段の円安による輸入価格の上昇に、混迷を深めるウクライナ情勢を受けてのエネルギー価格の高騰も重なり、企業や家計への影響はさらに深刻化する虞があります。

この局面を乗り越えるため、政府は物価高から国民を守り抜く総合経済対策を昨年10月に閣議決定しました。

また、本年3月にも追加対策が打ち出されたことで、今後の経済効果に期待するところです。

さて、JFマリンバンクの全国的な動向につきましては、農林中金臨時総代会において、「JFマリンバンク基本方針」が改正されました。

新たに「JFマリンバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」が制定され、金融機関として法令等遵守は当然ながら、マネロン・テロ資金供与対策やサイバー攻撃への備え等、顧客・社会・行政等から一般の企業に比較して「より広く高い水準の内部管理態勢の確保」が求められることになりました。

この状況下、本会は、令和4年度の事業計画に掲げた「中長期ビジョン（金融サービスだけではなく、関係団体と連携した漁家経営支援等の非金融面での新たなサービスを提案・提供し、存在価値を発揮）の実現」に向け、まずは、その足場固めとして、収益向上と経費削減の両面から即効性の高い各種施策の実践に取り組んでまいりました。

その結果、厳しい運用環境下において、収支改善効果の手応えを実感できた1年となりました。

また、チャンネル再編を推進するうえで、インターネットバンキング、クレジットカードの拡充と会員漁協等へのインターネット伝送サービスの利用促進にも努めてまいりました。

さらに、漁村の活性化に寄与する取り組みとして、水産加工会社と川下の飲食業界との引き合わせによる販路開拓や日本政策金融公庫と連携したビジネスマッチングの機会を提供するなどの支援を行いました。

最後に、兵庫・和歌山両県の底堅い漁業生産を背景に役職員一体となって事業運営に努めたことに前述の収支改善効果も奏功し、令和4年度の本会事業状況は、資金・収支面ともに当初計画を上回る実績となりました。

貯金業務につきましては、本会が築いてきた「出向く体制の構築」に基づく事業推進体制の充実を図ることで、期末残高目標150,609百万円を設定して推進してまいりました。

地方公共団体や系統中央団体からの受入を抑制した一方で、のり養殖生産額の好調な伸びに伴い当座性貯金が大きく増加したことから、期末残高は156,978百万円の実績となり、目標に対し6,369百万円上回る実績となりました。

貸出業務につきましては、組合員等利用者の資金ニーズ把握と貸出領域拡大を念頭に、適切かつ迅速な対応を行動指針として、期末残高目標29,505百万円（うち証書貸付金25,026百万円）を設定し、融資推進をしてまいりました。

補助事業を活用した代船建造等の事業性資金はもとより、渉外活動による各種ローン推進に取り組むとともに地域行政に対する公共事業融資にも積極姿勢で臨んだことで、期末残高は目標を1,497百万円（うち証書貸付金1,295百万円）上回る31,002百万円（うち証書貸付金26,321百万円）の実績となりました。

一方、財務健全性については、リスク・アセットが増加したものの、内部留保による自己資本の充実に努めたことから、自己資本比率は前年度対比0.01ポイント減少の8.84%となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸し出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

- ① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

- ② 顧客のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張のメインとし、推進いたします。
- ③ 平成18年度に設置した、漁家経営指導員制度を活用し、経営改善が必要となった組合員に対して、改善計画の策定等を通じ、漁家経営の継続支援にかかる経営指導を行ってまいります。
- ④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。



資料編

■ 貸借対照表	20
■ 損益計算書	21
■ キャッシュ・フロー計算書	27
■ 剰余金処分計算書	28
■ 貯金業務	28
■ 融資業務	29
■ 為替業務	30
■ 有価証券	31
■ 経営諸指標	32
■ 自己資本の充実の状況	34
■ リスク管理情報等	42

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確認書

1. 私は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月28日

なぎさ信用漁業協同組合連合会
代表理事 黒田 俊文

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	令和3年度末	令和4年度末	科 目	令和3年度末	令和4年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,253	1,924	貯金	148,534	156,978
預け金	124,392	129,959	当座貯金	244	197
系統預け金	120,811	124,794	普通貯金	50,681	59,541
系統外預け金	3,581	5,165	貯蓄貯金	14	13
有価証券	2,401	2,389	納税準備貯金	554	654
国債	—	—	通知貯金	—	—
地方債	196	189	別段貯金	629	473
社債	900	896	定期貯金	94,248	93,839
外国証券	1,305	1,304	積立定期貯金	416	411
貸出金	29,401	31,002	定期積金	1,748	1,850
手形貸付金	1,290	1,253	借入金	10,000	8,300
証書貸付金	24,909	26,321	代理業務勘定	—	—
当座貸越	1,330	1,256	その他負債	385	304
金融機関貸付	1,872	2,172	貸付留保金	176	73
その他資産	161	161	未払法人税等	16	47
未決済為替貸	4	3	従業員預り金	120	118
未収収益	120	127	未決済為替借	16	23
その他の資産	37	31	未払費用	37	28
固定資産	144	125	前受収益	6	5
有形固定資産	142	125	リース債務	2	—
無形固定資産	0	0	その他の負債	12	10
リース資産	2	—	諸引当金	340	361
外部出資	5,015	5,015	賞与引当金	33	38
長期前払費用	82	75	退職給付引当金	303	318
繰延税金資産	13	25	睡眠貯金払戻引当金	4	5
債務保証見返	13	9	繰延税金負債	—	—
貸倒引当金	▲ 213	▲ 200	債務保証	13	9
			負債の部計	159,272	165,952
			会員資本	4,388	4,534
			出資金	2,772	2,772
			利益剰余金	1,616	1,762
			利益準備金	575	620
			その他利益剰余金	1,041	1,142
			任意積立金	936	976
			当期末処分剰余金	105	166
			(うち当期利益金)	103	158
			評価・換算差額等	2	▲ 2
			総資産の部計	4,390	4,532
資産の部計	163,662	170,484	負債及び純資産の部計	163,662	170,484

損益計算書

(単位：百万円)

費用の部	令和3年度	令和4年度	収益の部	令和3年度	令和4年度
経常費用	1,108	999	経常収益	1,308	1,228
資金調達費用	90	64	資金運用収益	1,188	1,083
貯金利息	81	54	貸出金利息	415	424
借入金利息	0	0	預け金利息	8	14
支払雑利息	9	10	有価証券利息配当金	26	30
役務取引等費用	23	21	受入雑利息	0	0
内国為替支払手数料	4	2	受取奨励金	637	548
その他支払手数料	12	12	受取特別配当金	102	67
その他の役務取引等費用	7	7	役務取引等収益	33	30
その他事業費用	42	42	内国為替受入手数料	22	19
融資保険料	31	31	その他受入手数料	10	10
支払助成金	—	1	その他の役務取引等収益	1	1
事業推進費	11	10	その他事業収益	80	99
債権管理費	0	0	受取出資配当金	71	72
事業管理費	873	842	受取助成金	9	27
その他経常費用	80	30	国債等債券売却益	—	—
貸倒引当金繰入	49	—	国債等債券償還益	0	—
貸出金償却	2	—	その他経常収益	7	16
その他の経常費用	29	30	賃貸料	—	0
特別損失	59	19	雑収入	2	2
法人税、住民税及び事業税	31	62	繰入教育情報資金	5	—
法人税等調整額	7	▲ 10	貸倒引当金戻入益	—	14
当期剰余金	103	158	特別利益	—	—
			その他の特別利益	—	—
合 計	1,308	1,228	合 計	1,308	1,228

注記表

項目	注記事項
継続組合の前提に関する注記	該当ありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。 2) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。 3) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。 4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 <p>2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有形固定資産（リース資産を除く） <ol style="list-style-type: none"> 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。 3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。 4) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。 5) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。 6) 耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 <p>3. 長期前払費用の処理方法は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるための負担金の一部を長期前払にて拠出しております。この負担金については役職員数や標準報酬月額に応じて確定するため概算額での拠出となっており、毎月の負担金確定毎に福利厚生費で処理しております。 2) 合併に伴い賞与の算定対象期間を調整したことから、賞与の調整部分について、長期前払にて支出しております。 長期前払した調整部分は、職員の退職時に支給する賞与にて清算しております。 <p>4. 引当金の計上方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額を計上しております。 すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。 3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 4) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。 <p>5. 収益及び費用の計上基準は以下の通りです。 当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法については次の通りです。 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式です。</p>
会計方針の変更に関する注記	該当ありません。
表示方法の変更に関する注記	該当ありません。
会計上の見積りに関する注記	<p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 24,809,073円 2) その他の情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度に行っております。 翌事業年度以降の課税所得の見積りに関しては、令和5年3月に作成したアクションプランを基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額と見積りが異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 <p>2. 固定資産の減損</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 19,425,279円 2) その他の情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロー

	<p>と帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成したアクションプランを基礎として算出しており、アクションプラン以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。</p>																												
<p>会計上の見積りの変更に関する注記</p>	<p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 引当金の計上方法」に記載の通り、従来、当会の一般貸倒引当金の計算方法は、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額を計上する方法でありましたが、より合理的な貸倒見積高を算定するため、当期より過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上することとしました。</p> <p>この変更に伴い、従来の方と比べ、貸倒引当金繰入が46,575,240円減少し、経常利益及び税引前当期利益が46,575,240円増加しております。</p>																												
<p>誤謬の訂正に関する注記</p>	<p>該当ありません。</p>																												
<p>貸借対照表に関する注記</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は618,659,930円、圧縮記帳累計額は15,500,000円（うち、当期圧縮額記帳額0円）です。</p> <p>2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機及びA T Mの一部については、リース契約により使用しております。</p> <p>3. 担保に供している資産は、次の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="550 741 1062 842"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td>系統外預け金</td> <td>110,100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差入保証金</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td>当座借越担保</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公金収納担保</td> <td>237,390円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替資金決済等の取引の担保として、系統預け金6,000,000,000円を差し入れております。</p> <p>4. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は372,674,854円です。（理事、経営管理委員及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>5. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務の総額（貯金を除く）はありません。（理事、経営管理委員及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。</p> <p>1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は120,019,150円、危険債権額は599,810,360円です。</p> <p>なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p> <p>2) 債権のうち、三月以上延滞債権額は0円です。</p> <p>なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。</p> <p>3) 債権のうち、貸出条件緩和債権額は28,500,000円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は748,329,510円です。</p> <p>なお、上記1) から4) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,725,449,519円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,725,449,519円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円		差入保証金	1,000,000円	担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円		公金収納担保	237,390円																
担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円																											
	差入保証金	1,000,000円																											
担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円																											
	公金収納担保	237,390円																											
<p>損益計算書に関する注記</p>	<p>1. 当年度において固定資産の減損損失を以下の通り特別損失に計上しております。</p> <p>1) グルーピングの方法</p> <p>当会は、本店と支店を有しており、その単位を基礎としてグルーピングしております。</p> <p>2) 当該事業年度において減損損失を認識した資産又は資産グループ</p> <table border="1" data-bbox="518 1787 1401 1957"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店（営業本部）</td> <td>事業用資産</td> <td>器具・備品</td> <td>1,763,742円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県域本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 有田支店</td> <td>事業用資産</td> <td>土地、建物、器具・備品等</td> <td>7,721,034円</td> </tr> <tr> <td> 御坊支店</td> <td>事業用資産</td> <td>土地、建物、器具・備品等</td> <td>7,621,882円</td> </tr> <tr> <td> 申本支店</td> <td>事業用資産</td> <td>器具・備品</td> <td>2,318,621円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>19,425,279円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>減損損失を計上したグループについて収益性が悪化したことに伴い、これらの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p> <p>4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額については正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等を基礎に算定してお</p>	場 所	用 途	種 類	減損損失	本店（営業本部）	事業用資産	器具・備品	1,763,742円	和歌山県域本部				有田支店	事業用資産	土地、建物、器具・備品等	7,721,034円	御坊支店	事業用資産	土地、建物、器具・備品等	7,621,882円	申本支店	事業用資産	器具・備品	2,318,621円	合 計			19,425,279円
場 所	用 途	種 類	減損損失																										
本店（営業本部）	事業用資産	器具・備品	1,763,742円																										
和歌山県域本部																													
有田支店	事業用資産	土地、建物、器具・備品等	7,721,034円																										
御坊支店	事業用資産	土地、建物、器具・備品等	7,621,882円																										
申本支店	事業用資産	器具・備品	2,318,621円																										
合 計			19,425,279円																										

ります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当社は、兵庫県及び和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当社は貯金、借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、地方債等の有価証券による運用を行っております。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、67.6%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は日本銀行の金融政策に基づく日銀成長基盤強化支援資金です。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当社では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当社の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的リスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当社で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当社では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が350,921,514円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません（4.参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	1,923,999,175	1,923,999,175	—
(2) 預け金	129,958,986,291	130,207,334,200	248,347,909
(3) 有価証券	2,388,776,725	2,270,087,546	▲ 118,689,179
満期保有目的の債券	2,191,196,725	2,072,507,546	▲ 118,689,179
その他有価証券	197,580,000	197,580,000	—
(4) 貸出金	31,001,857,615	—	—
貸倒引当金（*）	▲ 199,779,318	—	—
	30,802,078,297	35,853,086,358	5,051,008,061
資産計	165,073,840,488	170,254,507,279	5,180,666,791
(1) 貯金	156,978,383,002	157,002,135,999	23,752,997
(2) 借入金	8,300,000,000	8,300,000,000	—
負債計	165,278,383,002	165,302,135,999	23,752,997

*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 O I S という）で割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、新規に貯金を受け入れる際に使用する利率で将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

2) 借入金

借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

4. 市場価値のない出資等は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資	3,754,610,000
② 系統外出資	1,260,840,000
合 計	5,015,450,000

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	128,158,986,291	—	—	—	—	1,800,000,000
有価証券	—	200,000,000	—	—	—	2,200,000,000
満期保有目的の債券	—	200,000,000	—	—	—	2,000,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	200,000,000
貸出金(*)	6,081,456,336	3,031,958,163	2,881,871,889	2,464,473,923	2,068,186,389	14,156,062,101
合 計	134,240,442,627	3,231,958,163	2,881,871,889	2,464,473,923	2,068,186,389	18,156,062,101

(*)貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の317,848,814円は含まれておりません。また金融機関貸付2,172,000,000円は5年超に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*)	151,346,668,663	2,942,581,312	2,131,804,444	205,354,977	257,746,606	94,227,000
借入金	2,400,000,000	3,300,000,000	2,300,000,000	300,000,000	—	—
合 計	153,746,668,663	6,242,581,312	4,431,804,444	505,354,977	257,746,606	94,227,000

(*)貯金のうち要求払貯金60,878,470,200円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	100,000,000円	100,080,000円	80,000円
外国証券	99,782,696円	99,999,000円	216,304円
小 計	199,782,696円	200,079,000円	296,304円

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	188,900,000円	183,839,746円	▲ 5,060,254円
社 債	597,913,226円	576,380,000円	▲ 21,533,226円
外国証券	1,204,600,803円	1,112,208,800円	▲ 92,392,003円
小 計	1,991,414,029円	1,872,428,546円	▲ 118,985,483円
合 計	2,191,196,725円	2,072,507,546円	▲ 118,689,179円

2) その他有価証券で時価のあるもの

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
社 債	200,000,000円	197,580,000円	▲ 2,420,000円
小 計	200,000,000円	197,580,000円	▲ 2,420,000円

	<p>なお、上記の評価差額から繰延税金資産674,938円を差し引いた額▲1,745,062円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p>4) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。</p>																																														
退職給付に関する注記	<p>1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。</p> <p>1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。</p> <p>2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>303,163,797円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>23,834,700円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>▲ 9,167,362円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>317,831,135円</td> </tr> </table> <p>3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>317,831,135円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>317,831,135円</td> </tr> </table> <p>4) 退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>23,834,700円</td> </tr> </table> <p>2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,202,047円を含めて計上しております。 なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は56,067,153円となっております。</p>	期首における退職給付引当金	303,163,797円	退職給付費用	23,834,700円	退職給付の支払額	▲ 9,167,362円	期末における退職給付引当金	317,831,135円	退職給付債務	317,831,135円	退職給付引当金	317,831,135円	簡便法で計算した退職給付費用	23,834,700円																																
期首における退職給付引当金	303,163,797円																																														
退職給付費用	23,834,700円																																														
退職給付の支払額	▲ 9,167,362円																																														
期末における退職給付引当金	317,831,135円																																														
退職給付債務	317,831,135円																																														
退職給付引当金	317,831,135円																																														
簡便法で計算した退職給付費用	23,834,700円																																														
税効果会計に関する注記	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。</p> <p><繰延税金資産></p> <table border="0"> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>28,393,887円</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失否認額</td> <td>9,094,329円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>10,720,917円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税等</td> <td>3,527,499円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>88,643,104円</td> </tr> <tr> <td>退職準備積立金</td> <td>50,202円</td> </tr> <tr> <td>減価償却限度超過額</td> <td>24,528,340円</td> </tr> <tr> <td>貸付金未収利息超過額</td> <td>1,003,408円</td> </tr> <tr> <td>睡眠貯金払戻引当金超過額</td> <td>1,418,429円</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>28,785,699円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>674,938円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>196,840,752円</td> </tr> <tr> <td>将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額</td> <td>▲ 172,031,679円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td> <td>▲ 172,031,679円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>24,809,073円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.89%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>▲ 4.77%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>3.21%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>▲ 2.34%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲ 0.24%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>24.60%</td> </tr> </table>	貸倒引当金超過額	28,393,887円	貸倒損失否認額	9,094,329円	賞与引当金超過額	10,720,917円	未払事業税等	3,527,499円	退職給付引当金超過額	88,643,104円	退職準備積立金	50,202円	減価償却限度超過額	24,528,340円	貸付金未収利息超過額	1,003,408円	睡眠貯金払戻引当金超過額	1,418,429円	減損損失額	28,785,699円	その他有価証券評価差額金	674,938円	繰延税金資産小計	196,840,752円	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲ 172,031,679円	評価性引当額小計	▲ 172,031,679円	繰延税金資産合計	24,809,073円	法定実効税率	27.89%	(調整)		交際費等永久に損金にされない項目	0.85%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 4.77%	住民税均等割等	3.21%	評価性引当額の増減	▲ 2.34%	その他	▲ 0.24%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.60%
貸倒引当金超過額	28,393,887円																																														
貸倒損失否認額	9,094,329円																																														
賞与引当金超過額	10,720,917円																																														
未払事業税等	3,527,499円																																														
退職給付引当金超過額	88,643,104円																																														
退職準備積立金	50,202円																																														
減価償却限度超過額	24,528,340円																																														
貸付金未収利息超過額	1,003,408円																																														
睡眠貯金払戻引当金超過額	1,418,429円																																														
減損損失額	28,785,699円																																														
その他有価証券評価差額金	674,938円																																														
繰延税金資産小計	196,840,752円																																														
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲ 172,031,679円																																														
評価性引当額小計	▲ 172,031,679円																																														
繰延税金資産合計	24,809,073円																																														
法定実効税率	27.89%																																														
(調整)																																															
交際費等永久に損金にされない項目	0.85%																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 4.77%																																														
住民税均等割等	3.21%																																														
評価性引当額の増減	▲ 2.34%																																														
その他	▲ 0.24%																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.60%																																														
賃貸等不動産に関する注記	該当ありません。																																														
リースにより使用する固定資産に関する注記	<p>1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 (リース資産の内容) 信用事業における機械装置及び器具備品です。</p>																																														
資産除去債務に関する注記	該当する重要な事項はありません。																																														
重要な後発事象に関する注記	該当ありません。																																														
収益認識に関する注記	<p>(収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記、5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。</p>																																														
その他の注記	該当ありません。																																														

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	67	14,066
税引前当期利益	141	210
減価償却費	42	22
減損損失	56	19
貸倒引当金の増減額	18	▲ 14
退職給付引当金の増加額	▲ 62	15
その他の引当金・積立金の増減額	▲ 3	6
資金運用収益	▲ 1,187	▲ 1,083
資金調達費用	90	64
有価証券関係損益	0	0
固定資産処分損益	3	0
貸出金の純増減	▲ 1,958	▲ 1,601
預け金の純増減	2,400	8,800
貯金の純増減	▲ 1,920	8,444
借入金の純増減	1,400	▲ 1,700
教育情報資金	▲ 5	—
その他	▲ 2	▲ 88
資金運用による収入	1,198	1,076
資金調達による支出	▲ 109	▲ 73
小計	(101)	(14,097)
法人税等の支払額	▲ 34	▲ 31
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	377	▲ 15
有価証券の償還による収入	404	8
固定資産の取得による支出	▲ 27	▲ 23
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 13	▲ 12
出資の増額による収入	7	—
出資金の払戻しによる支出	▲ 7	—
出資配当金の支払額	▲ 13	▲ 12
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	431	14,039
VI 現金及び現金同等物の期首残高	9,943	10,374
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	10,374	24,413

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	106	166
(目的積立金取崩額)	(-)	(-)
剰余金処分額	98	155
内		
利益準備金	45	90
任意積立金	40	48
(うち優先出資消却積立金)	(3)	(3)
(うち特別修繕積立金)	(5)	(5)
出資配当金	13	17
(普通出資に係る配当金)	(7)	(11)
(優先出資に係る配当金)	(6)	(6)
次期繰越剰余金	8	11

(脚注)

- (1) 普通出資金の配当は年0.50%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
(2) 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	目標額	取扱基準	既積立額
優先出資消却積立金	配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てる。	600百万円	行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、経営管理委員会の議決を経て取り崩す。	74百万円
特別修繕積立金	2024年に予定されている新紙幣発行にともない発生が見込まれるATM等機器類の修繕費に充てるために積み立てる。	目標額は定めなし。	目的が達成された場合には、当該積立金の全額を取り崩す。	25百万円

- (3) 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項(水協法第92条第3項において準用する場合を含む。)に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額(いわゆる教育情報資金)は、8,500千円である。

(注)出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通出資金に対する					
配当金	5	7	7	7	11
配当率	0.25%	0.30%	0.30%	0.30%	0.50%
優先出資金に対する					
配当金	6	6	6	6	6
配当率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
事業の利用分量に対する					
貯金配当金	-	-	-	-	-
貸出金配当金	-	-	-	-	-
配当率	-%	-%	-%	-%	-%

貯金業務

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末				
	金 額	構成比	金 額	構成比			
種 類 別	当 座	当座貯金	244	0.2	197	0.1	
		普通貯金	50,681	34.1	59,541	38.0	
		貯蓄貯金	14	0.0	13	0.0	
		納税準備貯金	554	0.4	654	0.4	
		通知貯金	-	-	-	-	
		別段貯金	629	0.4	473	0.3	
	小 計	52,122	35.1	60,878	38.8		
	残 高	定 期	定期貯金	94,248	63.4	93,839	59.8
			(うち固定金利)	(94,240)	(63.4)	(93,839)	(59.8)
			(うち変動金利)	(8)	(0.0)	(-)	(0.0)
			積立定期貯金	416	0.3	411	0.2
			定期積金	1,748	1.2	1,850	1.2
小 計			96,412	64.9	96,100	61.2	
合 計	148,534	100.0	156,978	100.0			
貯 金 者 区 分 残 高	員 内	会員貯金	11,034	7.4	13,492	8.6	
		組合員直接預り	65,785	44.3	69,567	44.3	
		小 計	76,819	51.7	83,059	52.9	
	員 外	地方公共団体	9,576	6.5	10,620	6.8	
		金融機関	-	-	-	-	
		その他	62,139	41.8	63,299	40.3	
		小 計	71,715	48.3	73,919	47.1	
合 計	148,534	100.0	156,978	100.0			

- (注) 固定金利=預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
変動金利=預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	45,760	31.6	50,620	34.2	4,860
定期性貯金	99,075	68.4	97,266	65.8	▲ 1,809
小 計	144,835	100.0	147,886	100.0	3,051
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	144,835	100.0	147,886	100.0	3,051

財形貯蓄残高

「該当ございません」

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+納税準備貯金+通知貯金+別段貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+積立定期貯金+定期積金

融資業務

貸出金残高（種類別・金利別・使途別・貸出先別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度末		令和4年度末			
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
種 類 別	割引手形	—	—	—	—	
	手形貸付金	1,290	4.4	1,253	4.0	
	証書貸付金	24,909	84.7	26,321	84.9	
	当座貸越	1,330	4.5	1,256	4.1	
	金融機関貸付	1,872	6.4	2,172	7.0	
合 計	29,401	100.0	31,002	100.0		
金 利 別	固定金利貸出	19,534	66.4	20,911	67.5	
	変動金利貸出	9,867	33.6	10,091	32.5	
使 途 別	設備資金	21,609	73.5	22,369	72.2	
	運転資金	7,792	26.5	8,633	27.8	
貸 出 先 別	員 内	会員	4,464	15.2	4,251	13.7
		組合員直接貸付	15,671	53.3	15,174	48.9
		小 計	20,135	68.5	19,425	62.7
	員 外	地方公共団体	2,541	8.6	3,976	12.8
		金融機関	1,872	6.4	2,172	7.0
		その他	4,853	16.5	5,429	17.5
小 計	9,266	31.5	11,577	37.3		
合 計	29,401	100.0	31,002	100.0		

（注）個人向け貸出金のうち、住宅関連及び自動車ローンは設備資金、その他のローンは運転資金としている。
設備資金＝長期資金－（経営資金＋生活ローン（自動車ローンを除く）＋共済ローン）

種類別貸出金平均残高

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度		令和4年度		増 減 金 額
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	1,622	5.8	1,452	4.8	▲ 170
証書貸付金	22,968	82.7	25,761	84.6	2,793
当座貸越	1,318	4.8	1,317	4.3	▲ 1
金融機関貸付	1,872	6.7	1,934	6.3	62
合 計	27,780	100.0	30,464	100.0	2,684

貸出金担保内訳

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度末		令和4年度末		増 減 金 額
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
貯金等	1,313	4.5	1,284	4.2	▲ 29
有価証券	900	3.0	900	2.9	0
動産	—	—	—	—	—
不動産等	2,966	10.1	2,731	8.8	▲ 235
その他担保物	5	0.0	4	0.0	▲ 1
小 計	5,184	17.6	4,919	15.9	▲ 265
基金協会保証	13,930	47.4	13,912	44.9	▲ 18
その他の保証	3,085	10.5	3,429	11.1	344
小 計	17,015	57.9	17,341	55.9	326
信用	7,202	24.5	8,742	28.2	1,540
合 計	29,401	100.0	31,002	100.0	1,601

（注）貯金等＝貯担（定期等）＋積担（定期積金）。 不動産等＝不動産等（動産＋不動産）－基金協会債権（重複を控除）。
その他担保物＝商業手形（転貸債権）＋当座貸越（特殊当座・カードローンを除く）。
その他の保証＝信販会社 信用＝特殊当座・カードローンを含む。

業種別貸出金残高

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度末		令和4年度末		増 減 金 額
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
農水産業	17,265	58.7	16,791	54.2	▲ 474
製造業	—	—	—	—	—
建設業	2	0.0	—	—	▲ 2
運輸・通信業	23	0.1	19	0.1	▲ 4
卸売・小売業	29	0.1	32	0.1	3
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
サービス業	3,195	10.9	3,367	10.9	172
地方公共団体	2,541	8.6	3,976	12.8	1,435
金融機関	1,872	6.4	2,172	7.0	300
その他	4,474	15.2	4,645	15.0	171
合 計	29,401	100.0	31,002	100.0	1,601

保証業務

債務保証担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	—	—	—	—	—
その他担保物	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—
信用	13	100.0	9	100.0	▲ 4.0
合 計	13	100.0	9	100.0	▲ 4.0

代理業務

受託貸出金の残高

(単位：百万円)

受託先別	令和3年度末	令和4年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林)	226	214
独立行政法人住宅金融支援機構	128	109
独立行政法人福祉医療機構	2	2
株式会社日本政策金融公庫(教育)	20	15
合 計	376	340

(事務委託)

(単位：百万円)

受託先別	令和3年度	令和4年度
兵庫県沿岸漁業改善資金	15	24

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類別)

(単位：百万円)

		令和3年度末	令和4年度末	増 減
漁業	海面漁業	6,486	6,161	▲ 325
	海面養殖漁業	3,732	3,512	▲ 220
	その他漁業	75	86	11
	漁業関係団体等	7,883	8,220	337
合 計		18,176	17,979	▲ 197

(注) 1. 本表は、水産業関係の貸出残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出残高(生活資金等)は含まれておりません。

2. 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めていません)

(資金種類別)

(単位：百万円)

		令和3年度末	令和4年度末	増 減
プロパー資金		3,849	3,414	▲ 435
水産制度資金		14,327	14,565	238
	漁業近代化資金	12,721	13,165	444
	その他制度資金	1,606	1,400	▲ 206
合 計		18,176	17,979	▲ 197

(注) 3. プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

4. 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③株式会社日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここは②のみを掲載しております。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

		令和3年度末	令和4年度末	増 減
株式会社日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		226	214	▲ 12
合 計		226	214	▲ 12

(注) 5. 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

為替業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類			令和3年度		令和4年度	
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
種 類	送金・振込	件数	35,058	67,462	36,886	65,407
		金額	61,733	67,299	55,972	73,386
	代金取立	件数	469	54	577	29
		金額	4,575	91	3,987	28
合 計		件数	35,527	67,516	37,463	65,436
		金額	66,308	67,390	59,959	73,414

有価証券

保有有価証券平均残高及び利回り

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度			令和4年度			増減
	金額	構成比	利回	金額	構成比	利回	
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	216	8.8	0.80	194	8.1	0.76	▲ 22
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	941	38.2	1.07	898	37.5	1.04	▲ 43
外国証券	1,305	53.0	1.05	1,305	54.4	1.48	0
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,462	100.0	1.03	2,397	100.0	1.26	▲ 65

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	196	—	196
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	100	—	101	201	498	—	900
外国証券	—	100	—	100	—	1,105	—	1,305
受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	200	—	201	201	1,799	—	2,401
令和4年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	189	—	189
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	100	—	198	100	498	—	896
外国証券	—	100	—	100	100	1,004	—	1,304
受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	200	—	298	200	1,691	—	2,389

有価証券の含み損益（上場有価証券）

(単位：百万円)

区分	令和3年度			令和4年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	196	201	5	189	184	▲ 5
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	900	906	8	896	874	▲ 24
外国証券	1,305	1,255	▲ 49	1,304	1,212	▲ 92
受益証券	—	—	—	—	—	—
合計	2,401	2,362	▲ 36	2,389	2,270	▲ 121

- (注) 1. 取得価格は、貸借対照表価額によっております。
 2. 上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
 3. 非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものを記載しております。
 4. 非上場有価証券の時価は、次の基準によっております。
 ① 店頭売買有価証券は、日本証券業協会が公表する売買価格等
 ② 公募債権は、日本証券業協会が公表する公社債店頭（基準）気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格
 ③ 証券投資信託の受益証券は、基準価格によっております。

(保有目的による区分)

(単位：百万円)

区分	令和3年度			令和4年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	2,199	2,160	▲ 38	2,191	2,072	▲ 119
その他	202	202	2	198	198	▲ 2
合計	2,401	2,362	▲ 36	2,389	2,270	▲ 121

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末時における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券については保有していません。
 ② 満期保有目的の債権については、償却原価が貸借対照表価額として計上されております。
 ③ その他の有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

オフバランス取引、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、金銭の信託 該当ございません

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,243	1,371	1,303	1,308	1,228
経常利益	67	148	143	200	229
当期利益金	64	75	93	103	158
出資金	2,772	2,772	2,772	2,772	2,772
出資口数	277	277	277	277	277
純資産額	4,186	4,232	4,305	4,390	4,532
総資産額	148,392	153,494	164,210	163,662	170,484
貯金	140,412	143,051	150,454	148,534	156,978
貸出金	23,927	24,469	27,443	29,401	31,002
有価証券	4,328	3,208	2,806	2,401	2,389
剰余金配当額	11	13	13	13	17
・出資配当金の額	11	13	13	13	17
・事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	98	94	89	86	83
・受入出向職員	8	5	5	5	5
単体自己資本比率	9.02	8.82	8.57	8.85	8.84

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

資金効率(運用・調達勘定平均残高、収益、利回)

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	収 益	利 回	平均残高	収 益	利 回
貸出金	27,780	415	1.49	30,464	424	1.39
預け金	121,695	747	0.61	122,300	629	0.51
有価証券	2,462	26	1.03	2,397	30	1.25
実質運用勘定利回 A	151,937	1,188	0.78	155,161	1,083	0.70
貯金	144,835	81	0.06	147,886	54	0.04
借入金	9,687	0	0.00	9,566	0	0.00
貯金経費	—	884	0.61	—	852	0.58
貯金借入金原価率 B	154,522	965	0.62	157,452	906	0.58
運用資金利鞘 A - B			0.16			0.12

区 分	令和3年度	令和4年度
事業収益 イ	1,301	1,212
事業費用 □	1,028	969
事業利益 イ-□	273	243
事業収支率 □/イ	79.0	80.0

区 分	令和3年度	令和4年度
総資金運用利回	0.84	0.77
総資金原価率	0.75	0.63
(うち貯金原価率)	(0.67)	(0.62)
総資金利ざや	0.09	0.14

(注) 総資金運用利回=資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100
 総資金利ざや=総資金運用利回-総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	1,188	1,083
資金調達費用	90	64
資金運用収支	1,098	1,019
役務取引等収益	33	30
役務取引等費用	23	21
役務取引等収支	10	9
その他事業収益	80	99
受取出資配当金	71	72
受取助成金	9	27
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	0	—
その他の事業収益	—	—
その他事業費用	42	41
その他事業収支	38	58
事業粗利益	1,157	1,095
事業粗利益率	0.91	0.71
事業純益	273	243
実質事業純益	278	243
コア事業純益	278	243
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)	278	243

(注) 事業粗利益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)+事業管理費+債権管理費+事業推進費
 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益(※)
 ※国債等債券関係損益=債券売却益+債券償還益-債券売却損-債券償還損-債券売却
 コア事業純益(投資信託解約損益除く)=コア事業純益-投資信託解約損益

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
受入為替手数料	22	19
その他受入手数料	11	11
役務取引等収益	33	30
支払為替手数料	4	2
その他支払手数料	19	19
役務取引等費用	23	21

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度		
	残高	増減額	残高	増減額	
受取利息	貸出金	415	6	424	9
	有価証券	26	▲4	30	4
	預け金	8	▲5	14	6
	合 計	449	▲3	468	19
	支払利息	貯金	81	▲29	54
譲渡性貯金	—	—	—	—	
借入金	0	0	0	0	
合 計	81	▲29	54	▲27	
差 引	368	26	414	46	

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	
人件費	役員報酬	52	49
	給料手当	390	390
	賞与引当金繰入	▲3	5
	福利厚生費	77	74
	退職給付費用	26	24
	小 計	542	542
旅費交通費	7	6	
業務費	139	137	
負担金	19	18	
施設費	151	126	
貯金保険料	11	9	
雑費	1	1	
税金	3	3	
合 計	873	842	

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	期 末	期 中	期 末	期 中
貯貸率	19.8	19.2	19.7	20.6
貯預率	83.7	84.0	82.8	82.7
貯証率	1.6	1.7	1.5	1.6
1 職員当り貯金平均残高	1,684		1,782	
1 職員当り貸出金平均残高	323		367	
1 店舗当り貯金平均残高	6,897		7,042	
1 店舗当り貸出金平均残高	1,323		1,451	
総資産経常利益率	0.13		0.14	
総資産当期利益率	0.06		0.10	
資本経常利益率	4.67		5.24	
資本当期利益率	2.40		3.61	

役員等の報酬体系

- ◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	49	—

- ◇ 対象役員は、経営管理委員10名、理事4名、監事4名です。
- 役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。
- 役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月末における自己資本比率は、リスク・アセットが拡大したものの、内部留保により自己資本額が増加したことから、前年度対比において0.01ポイント低下した8.84%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員から普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。

出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項目	内容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	22億円（前年度 22億円）

○ 非累積的永久優先出資

項目	内容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6億円（前年度 6億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,416		4,285	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,772		2,772	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	1,762		1,616	
うち、外部流出予定額(△)	▲116		▲103	
うち、上記以外に該当するものの額	▲2		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	42		85	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	42		85	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,458		4,370	
コア資本に係る調節項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0		0	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	0		0	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4,458		4,370	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	48,252		47,168	
資産(オン・バランス)項目	48,245		47,159	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	7		9	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,140		2,175	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	50,392		49,344	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.84%		8.85%	

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和3年度末			令和4年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	2,253	0	0	1,924	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,738	0	0	4,166	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	127,151	25,570	1,023	133,023	26,733	1,069
法人等向け	700	350	14	700	350	14
中小企業等・個人向け	4,209	2,725	109	4,607	3,023	121
抵当権付住宅ローン	2,065	719	29	1,836	640	26
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	83	95	4	51	50	2
取立未済手形	4	1	0	3	1	0
漁業信用基金協会等保証	13,932	1,394	56	13,912	1,391	56
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,391	1,391	56	1,391	1,391	56
(うち出資等のエクスポージャー)	1,391	1,391	56	1,391	1,391	56
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	9,206	14,915	597	8,907	14,667	587
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通 出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポージャー)	200	501	20	200	501	20
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	4,096	10,240	410	4,096	10,240	410
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	14	35	1	24	61	2
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手 段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,895	4,137	165	4,586	3,865	155
証券化	—	—	—	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非 S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となる ものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
C V A リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	163,732	47,159	1,886	170,520	48,245	1,930

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 %で除して得た額 b = a × 15% ÷ 8%	所要自己資本額 c = b × 4%	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 %で除して得た額 b = a × 15% ÷ 8%	所要自己資本額 c = b × 4%
1,160	2,175	87	1,141	2,140	85.6

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
49,344	1,974	50,392	2,016

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度末			令和4年度末			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	
法 人	農林水産業	4,578	4,578	—	4,980	4,980	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	17	17	—	21	21	—
	金融・保険業	127,781	1,875	1,508	133,652	2,176	1,509
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	7,648	7,648	—	7,608	7,608	—
	地方公共団体	2,738	2,542	196	4,166	3,977	189
	その他	700	—	700	700	—	700
個 人	12,775	12,775	—	12,271	12,271	—	
固定資産等	7,624	—	—	7,279	—	—	
合 計	163,861	29,435	2,404	170,677	31,033	2,398	

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。
 3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
 4. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。
 5. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度末			令和4年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	135,790	11,794	902	141,687	12,520	1,003
1年超3年以下	5,449	5,249	200	5,263	5,163	100
3年超5年以下	3,957	3,852	105	4,114	3,908	206
5年超7年以下	4,672	2,870	502	5,248	2,947	501
7年超	5,632	4,937	695	6,416	5,828	588
期限の定めなし	8,361	733	—	7,949	667	—
合計	163,861	29,435	2,404	170,677	31,033	2,398

(注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。

◇3月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
法人	農林水産業	25	23
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個人	110	102	
合計	135	125	

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当額	80	85	—	80	85	85	42	—	85	42
個別貸倒引当額	115	128	31	84	128	128	158	—	128	158
法人	農林水産業	71	79	22	49	79	84	—	79	84
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	44	49	9	35	49	49	74	—	49	74

(注) 全て国内取引です。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
法人	農林水産業	2	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個人	—	—	
合計	2	—	

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	令和3年度末			令和4年度末			
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	4,991	4,991	—	6,090	6,090
	10%	—	13,950	13,950	—	13,927	13,927
	20%	125,054	1,400	126,454	130,523	1,800	132,323
	35%	—	2,050	2,050	—	1,823	1,823
	50%	699	15	714	700	24	724
	75%	—	3,633	3,633	—	4,030	4,030
	100%	—	5,557	5,557	—	5,264	5,264
	150%	—	40	40	—	21	21
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	4,297	14	4,311	4,297	24	4,321
	1250%	—	—	—	—	—	—
その他	701	—	701	701	—	701	
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—	
合計	130,751	31,650	162,401	136,221	33,003	169,224	

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれかの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付けがA-またはA3以上の格付けを付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	3	—	2
抵当権付住宅ローン	—	15	—	13
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	18	—	15

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	5,015	—	5,015	—
合計	5,015	—	5,015	—

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当ございません」

◇貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

（その他有価証券の評価損益等）

「該当ございません」

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関係会社株式の評価損益等）

「該当ございません」

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算出しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
本会は円通貨しか取り扱っておりません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデル使用等、 $\Delta E V E$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ と大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	689	600	76	120
2	下方パラレルシフト	0	0	4	4
3	スティープ化	806	694		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	806	694	76	120
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,458		4,370	

信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	95	24	29	42	95	
	令和4年度	120	11	56	53	120	
危険債権	令和3年度	656	170	396	86	652	
	令和4年度	600	178	314	105	600	
要管理債権	令和3年度	76	30	11	0	41	
	令和4年度	29	15	0	0	15	
	三月以上延滞債権	令和3年度	47	23	11	0	34
		令和4年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和3年度	29	7	0	0	7
		令和4年度	29	15	0	0	15
小計	令和3年度	827	224	436	128	788	
	令和4年度	749	204	370	158	735	
正常債権	令和3年度	28,609					
	令和4年度	30,284					
合計	令和3年度	29,436					
	令和4年度	31,033					

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	80	85	—	80	85	85	42	—	85	42
個別貸倒引当金	115	128	31	84	128	128	158	—	128	158
合計	195	213	31	164	213	213	200	—	213	200

貸出金償却

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
貸倒償却額	2	—

●○個人情報保護方針○●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、適正かつ適切な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のため必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当連合会は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当連合会は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情等相談窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人から質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当連合会は、個人情報について、適切な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

● ○ 情報セキュリティ基本方針 ○ ●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

店舗一覧

(令和5年3月末)

■ 本店・支店・営業店

搜	店舗名	住 所	電話番号	ATM
兵 庫 県	1 本店	明石市中崎1丁目2番3号	078 (919) 1210	○
	2 神戸支店	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	078 (704) 0880	
	3 明石支店	明石市林3丁目19番23号	078 (923) 4323	○
	4 坊勢支店	姫路市家島町坊勢697番地	079 (326) 0234	○
	5 淡路島支店	淡路市育波148番地の3番	0799 (84) 0399	○
	6 但馬支店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796 (36) 1334	○
	7 明石浦営業店	明石市岬町33番1号	078 (917) 8154	○
	8 家島営業店	姫路市家島町宮110番地の1	079 (325) 0007	
	9 東淡営業店	淡路市岩屋1414番地の1	0799 (72) 5525	
	10 津名営業店	淡路市生穂1553番地の7	0799 (64) 2331	○
	11 沼島営業店	南あわじ市沼島2367番地の2	0799 (57) 0246	
	12 津居山営業店	豊岡市瀬戸77番地の21	0796 (28) 2533	○
	13 柴山営業店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の8	0796 (37) 0455	○
	14 浜坂営業店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の1	0796 (82) 3023	○
和 歌 山 県	15 和歌山支店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33番地	073 (432) 0761	○
	16 有田支店	有田市宮崎町2405番地	0737 (83) 5566	○
	17 御坊支店	御坊市塩屋町南塩屋450番地の4	0738 (22) 5277	
	18 串本支店	東牟婁郡串本町串本1884番地	0735 (62) 5400	○
	19 田辺営業店	田辺市江川43番35号	0739 (22) 3170	
	20 すさみ営業店	西牟婁郡すさみ町周参見4866番地の7	0739 (55) 2414	○
	21 勝浦営業店	東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目8番地2	0735 (52) 0843	○

■ ATM店舗

店舗名	住 所	店舗名	住 所
1 神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林町4丁目1番7号	7 加太漁協	和歌山市加太1271-2
2 岩見漁協	たつの市御津町岩見1308番地の5	8 雑賀崎漁協	和歌山市雑賀崎1162
3 室津漁協	たつの市御津町室津493番地の2地先	9 和歌山北漁協	和歌山市田野367-4
4 一宮町漁協	淡路市郡家1355番地	10 比井崎漁協	日高郡日高町阿尾178-10
5 福良漁協	南あわじ市福良丙28番地	11 紀州日高漁協衣奈浦支所	日高郡由良町衣奈785-1
6 浜坂漁協諸寄支所	美方郡新温泉町諸寄3228	12 紀州日高漁協南部支所	日高郡みなべ町堺574
		13 和歌山東漁協浦神支所	東牟婁郡那智勝浦町浦神321-18
		14 宇久井漁協	東牟婁郡那智勝浦町宇久井375-1
		15 有田支店(旧湯浅営業店)	有田郡湯浅町大字湯浅3161

※一宮町漁協のATMは記帳専用機です

